

公共施設等木造木質化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、紀州材の需要拡大を図るとともに、環境や人に優しい木材の良さを広くPRするため、紀州材を使用して公共施設等の建設を行い、又は公共施設等の備品を木製品で整備する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 紀州材 県内の森林で生産され、県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により紀州材と認証されるものをいう。
- (2) 紀州材土中杭 県内の森林で生産された木材から作られる地盤改良用の杭で、「木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年林野庁制定。以下「ガイドライン」という。）により、合法的に伐採された木材のみを原料としていることが証明されるものをいう。
- (3) 公共施設等 県内に所在する不特定多数のものの利用が見込まれる次の施設をいう。
 - ア 学校施設（幼稚園、小学校、中学校等）
 - イ 社会福祉施設（保育所、老人ホーム等）
 - ウ 医療施設（病院、診療所等）
 - エ 運動施設（体育館、水泳場等）
 - オ 社会教育施設（図書館、博物館、記念館、公民館等）
 - カ その他公共的施設（庁舎、集会場、公園の休憩所等）

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。ただし、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により市町村に対して譲与された森林環境譲与税をその事業の財源の全部又は一部とする場合（森林環境譲与税を基金等に積み立て、当該基金等を取り崩してその財源の全部又は一部とする場合（当該基金等の運用から生じた収益であって、当該基金等に積み立てられたものについて、当該基金等から取り崩してその財源の全部又は一部とする場合を含む。））は、補助事業としない。

メニュー	内容
地盤改良	紀州材土中杭を用いて地盤改良を行う事業（施設の木造・木質化と併せて実施する場合に限る。）
施設の木造・木質化	公共施設等の新築、増築又は改築に当たり、構造材、内外装材及び造り付けの家具等に紀州材を使用する事業
木製品整備	県内の公共施設等へ紀州材を利用した木製品を設置する事業

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次のとおりとする。

メニュー	補助対象者
地盤改良	市町村、社会福祉法人、学校法人、医療法人、町内会その他公共的な団体（知事が認めるものに限る。）
施設の木造・木質化	
木製品整備	

(交付の対象経費等)

第5条 補助事業における補助金交付の対象経費、上限単価、補助率、及び補助限度額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

メニュー	対象経費	上限単価	補助率	補助限度額
地盤改良	木材費（紀州材土中杭に限るものとし、現地での運搬費、施工費等は含まないものとする。）	紀州材土中杭1立方メートル当たり33千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限単価とする。	補助対象経費に係る自己負担分の1/2以内	1事業主体当たり3,000千円とする。
施設の木造・木質化	木材費（紀州材に限るものとし、現地での運搬費、施工費等は含まないものとする。）	①内外装材（床板、腰壁、天井板、外壁等の現しとして使用する部材）については部材毎に1平方メートル当たり8千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）、構造材等については部材毎に1立法メートル当たり109千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限単価とする。 ②木製品（建築現場で設置する木製品を含む。）については、1製品当たり1,000千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限単価とする。ただし、学習机及び学習椅子の整備については1組当たり20千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を上限単価とする。	補助対象経費に係る自己負担分の1/2以内	1事業主体当たり15,000千円とする。 ただし、木製品整備に係る補助額は、1事業主体当たり10,000千円を上限とする。
木製品整備	木製品整備に要する経費（現地での運搬費、設置費等を含まないものとする。）			

- 2 補助対象経費の額は、算出基礎額（補助対象経費に係る設計額。ただし、部材又は製品毎にかかる単価の上限は、前項に掲げる上限単価とする。）に予定価格に対する契約額の割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に掲げる上限単価について、防火等の各種法令上必要な処理を要する場合は、別途協議とする。

4 この補助金は、国、県その他の団体が交付する木材の利用を補助の条件とした補助金等との重複受給は認めないものとする。

(事前協議)

第6条 補助事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、交付申請前に事業計画について知事に協議するものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類		様 式	提出部数	提出期限
事業実施計画書		別記第2号様式	1部	別に定める。
収支予算書		別記第3号様式		
名簿		別記第4号様式		
補助対象経費算出書		別記第5号様式		
地盤改良	設計書の写し			
	設計図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）の写し			
	契約書の写し（契約済みの場合）			
施設の木造・木質化 木製品整備 （請負現地施工）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築の確認又は第15条第1項の規定による届出が必要なものにあつては、同法第6条第1項の申請書（第一面から第五面まで）及び確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出に係る建築工事届（第一面から第四面まで）の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届の受理を証明する書類を添付すること。			
木製品 整備（購入）	見積書の写し			
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し			
登記簿謄本の写し（交付から3か月以内のもの）				
定款（会則等）の写し				
事業の実施の確実性が判断できる書類				

2 交付申請時に前項の建築の確認又は届出が未済の場合にあつては、前項の申請書及び確認済証の写し又は建築工事届の写しは、実績報告時まで提出するものとする。

3 補助金申請の受付は、知事が別に定める期間内におこなうものとする。

4 補助金申請の受付期間は、3か月以内で設定するものとする。

- 5 補助金申請の受付期間内に申請のあった補助金額の合計が予算額に満たない場合は、新たに受付期間を設け補助金申請を受付することができるものとする。
- 6 補助金申請の受付期間内に申請のあった補助金額の合計が予算額を超えた場合は、申請のあった補助金額に一定の率（予算額／該当期間内に申請のあった補助金額の合計）を乗じ、予算の範囲内で交付を決定するものとする。
- 7 知事は、前項の規定により予算の範囲内で交付決定したものについては、予算の状況に応じ予算残の範囲で補助金を増額し変更交付決定することができるものとする。ただし、実績報告を受理したものは対象としないものとする。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、知事の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。
 - ア 補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事に返還しなければならない。
 - ウ イによる報告は、実績報告を行った年度の5月末日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の5月末日までに報告するものとする。
- （5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （6）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- （7）施設の木造・木質化にあっては、補助対象施設内の不特定多数の利用者が訪れる場所に、紀州材を使用したことをPRする看板等を掲示すること。
- （8）市町村が補助事業を実施する場合にあっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づく市町村方針が定められていること。

（変更の承認）

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を伴うもの（知事が特に認めるものを除く。）にあつては、補助金変更交付申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	提出部数
事業変更計画書	別記第2号様式	1部
変更収支予算書	別記第3号様式	
事業内容又は事業経費の内訳を明らかにする書類		

2 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告書の添付書類の様式等）

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第9号様式	1部	3月31日 （その日が和歌山県の休日 を定める条例 （平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日以前において最も近い休日でない日とする。）
収支決算書	別記第10号様式		
補助対象経費算出書	別記第5号様式		
地盤改良	設計書の写し		
施設の木造・木質化	設計図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）の写し		
木製品整備（請負現地施工）	契約書の写し		
	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築の確認又は第15条第1項の規定による届出が必要なものにあつては、同法第6条第1項の申請書（第一面から第五面まで）及び確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出に係る建築工事届（第一面から第四面まで）の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届の受理を証明する書類を添付すること。		
	地盤改良にあつては、ガイドラインに基づき県内の森林で生産された合法木材であることを証明する証明書。施設の木造・木質化及び木製品整備にあつては、紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書		

	写真（地盤改良にあつては、紀州材土中杭の数及び施工状況がわかる写真。木造・木質化にあつては、補助対象部分の完成及び PR 看板等の設置状況がわかる写真。木製品整備にあつては、木製品整備の完了がわかる写真）		
	市町村が補助事業を実施する場合にあつては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく市町村方針		
木製品整備 （購入）	契約書の写し		
	納品伝票の写し		
	請求書の写し		
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し		
	紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書		
	完成写真（木製品整備の完了がわかる写真）		
	市町村が補助事業を実施する場合にあつては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく市町村方針		

2 前項の建築の確認に係る申請書及び確認済証の写し又は建築工事届の写しについては、既に提出済み、かつ、内容に変更がない場合は提出しないものとする。

（事業の着手及び完了）

第 11 条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定を受けてから行うものとする。

2 事業主体は、補助事業が完了したときは、速やかに完了届（別記第 11 号様式）を提出するものとする。

（交付決定前着手）

第 12 条 やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届（別記第 12 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（現地調査等）

第 13 条 知事は、必要に応じ現地調査等を実施することにより、申請内容を審査するものとする。

2 申請者は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

（書類の経由）

第 14 条 規則及びこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長を経由しなけれ

ばならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 11 日から施行する。
(紀州材需要創出事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 紀州材需要創出事業補助金交付要綱 (平成 20 年制定) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 23 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

申請の変更

項目	重要な変更	軽微な変更
補助事業の内容の変更	事業実施メニューの変更 事業費の増減をともなう変更 補助対象事業費に係る自己負担割合の変更	左記以外の変更

別記第 1 号様式 削除

別記第2号様式（第7条、第9条関係）

公共施設等木造木質化支援事業（変更）実施計画書

- 1 事業主体名
- 2 事業実施場所
- 3 施設名
- 4 施設概要

構造・階数		延べ床面積（㎡）		㎡
-------	--	----------	--	---

5 事業費

総事業費		円
補助対象経費		円
補助金額		円

6 補助金額の算出

単位：円

メニュー名	①総事業費 (契約額又は 見積額)	②補助対象経 費(千円未満切 り捨て)	財源内訳(※本事業補助金を受給しな い場合の財源の内訳を記入すること。)		⑤補助金額 (④×1/2、千 円未満切り捨 て)
			③他の補助金	④自己資金 (②-③)	
計					

7 財源に関する誓約(※誓約する場合は、チェックボックスにチェックを入れること。)

<p>本事業の財源については、次のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、もし、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに知事にこの旨を報告し、本事業に係る補助金の交付の申請の取下げ、返還等を行うことを誓約します。</p> <p>(1) 森林環境譲与税を本事業の財源の全部又は一部としていないこと(第3条ただし書きに規定する場合に該当しないことをいう。)</p> <p>(2) 木材の利用を補助の条件とした補助金等との重複受給を受けていないこと(第5条第4項の規定に該当しないことをいう。)</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

8 事業内容

地盤改良又は施設の木造・木質化		木製品整備	
① 紀州材土中杭	㎡	① 学習机・椅子	セット
② 内外装材	㎡ (㎡)	② 木製品の名称及び数量を記載	
③ 構造材等	㎡		
紀州材使用量計	㎡		

9 工期等

地盤改良又は施設の木造・木質化	木製品整備
<p>契約工期</p> <p>着工（予定） 年 月 日</p> <p>完了（予定） 年 月 日</p> <p>地盤改良に係る</p> <p> 着工（予定） 年 月 日</p> <p> 完了（予定） 年 月 日</p> <p>木造・木質化に係る</p> <p> 着工（予定） 年 月 日</p> <p> 完了（予定） 年 月 日</p>	<p>【購入による場合】</p> <p>購入（予定） 年 月 日</p> <p>設置完了（予定） 年 月 日</p> <p>【請負現地施工の場合】</p> <p>契約工期</p> <p> 着工（予定） 年 月 日</p> <p> 完了（予定） 年 月 日</p> <p>木製品整備に係る</p> <p> 着工（予定） 年 月 日</p> <p> 完了（予定） 年 月 日</p>

注) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

収支予算書（変更収支予算書）

収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

【備考】

- 1) 他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
- 2) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

支出の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

【備考】

- 1) 他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
- 2) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

名 簿

申請者	名 称					
役職名	氏 名 （フリガナ）	生年月日				性別
		元号	年	月	日	男・女

(注)

- 1 法人（市町村を除く）の場合は、役員全員について記載すること。
- 2 その他の団体については、団体代表者について記載すること。
- 3 「元号は」、次のように記載すること。
明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H
- 4 市町村の場合は、本様式の生年月日欄、性別欄を省略することができる。

補助対象経費算出書

1 補助対象経費の算出

項目	①算出基礎額（円）	②予定価格に対する契約額の割合（%）	③補助対象経費（①×②÷100）（円）※千円未満切り捨て
計			

【備考】 予定価格に対する契約額の割合については、次式により算出するものとする。

$$\text{予定価格に対する契約額の割合（\%）} = \frac{\text{契約額（消費税抜き額）}}{\text{予定価格（消費税抜き額）}} \times 100$$

2 算出基礎額の算出

(1) 算出基礎額

単位：円

①紀州材土中杭に係る算出基礎額	
②内外装材、構造材等に係る算出基礎額	
③木製品に係る算出基礎額	
④消費税相当額	
算出基礎額の合計（①+②+③+④）	

(2) 紀州材土中杭に係る算出基礎額

部材又は製品の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(3) 内外装材、構造材等に係る算出基礎額

部材又は製品の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(4) 木製品に係る算出基礎額

部材又は製品の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

※ 本様式に記載しきれない場合等は、別紙とすること。

別記第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

公共施設等木造木質化支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度公共施設等木造
木質化支援事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり計画変更したいので、公共施設等木
造木質化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更の内容

別記第7号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

公共施設等木造木質化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度公共施設等木造
木質化支援事業について、下記のとおり計画を変更して実施したいので、補助金を 円に
変更交付されたく、公共施設等木造木質化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添
えて申請します。

記

1 申請額

変更後の交付申請額	金	円
変更前の交付申請額	金	円（既交付決定額 金 円）
増減額	金	円

2 事業変更の理由

別記第8号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

公共施設等木造木質化支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた 年度公共施設等木造
木質化支援事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、公共施設
等木造木質化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

9 工期等

地盤改良又は施設の木造・木質化	木製品整備
契約工期 着工 年 月 日 完了 年 月 日 地盤改良に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日 木造・木質化に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日	【購入による場合】 購入 年 月 日 設置完了 年 月 日 【請負現地施工の場合】 契約工期 着工 年 月 日 完了 年 月 日 木製品整備に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日

注) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

収支決算書

収入の部

単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

支出の部

単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【備考】

他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

公共施設等木造木質化支援事業完了届

年度における下記の事業を完了したので、公共施設等木造木質化支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき届出します。

記

メニュー	
施設名	
【地盤改良】	
地盤改良に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日
【施設の木造・木質化】	
木造・木質化に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日
【木製品整備】	
(購入)	
製品の購入	年 月 日
木製品の設置完了	年 月 日
(請負現地施工)	
木製品整備に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

公共施設等木造木質化支援事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で公共施設等木造木質化支援事業補助金の交付を申請した事業について、下記に掲げる条件を了承のうえ、別紙のとおり当該補助金の交付の決定前に着手したいので、同事業補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出します。

記

メニュー	施設名	着手予定	備考
		年 月 日	

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- (2) 補助金の不交付の決定又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議がないこと。
- (3) 事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。